

29

茶の改植をしたい、茶の輸出や発酵茶の生産に取り組みたい

個人

法人

補助・
交付金

茶の優良品種への転換及びこれにより生じる未収益期間に対する支援が受けられます。

＜事業名：果樹・茶支援関連対策のうち茶対策＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方 人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた農業者等

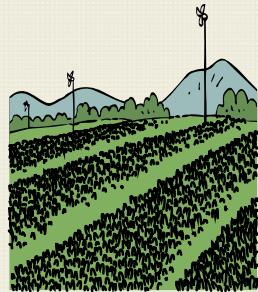
支援内容

茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援及び改植に要する経費に対して支援を受けることができます。

- 改植に要する経費に対する支援 12万円／10a
- 未収益期間に対する支援
 - 改植 : 4万円／10a × 改植の実施年から3年分または4年分
(注: 4年分については異なる品種への改植のみ対象)
 - 棚施設を利用した栽培法への転換 : 4万円／10a × 栽培法への転換の実施年から1年分
 - 台切り : 3.5万円／10a × 台切りの実施年から2年分

※ 新植についても対象

※ 面積単価×支援年数を初年度に一括交付



輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入や発酵茶等の加工機器の導入に対する支援が受けられます。

＜事業名：果樹・茶支援関連対策のうち茶対策＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方

農業者等（機械等リース事業人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた農業者等）

支援内容

輸出拡大や新しい需要の開拓等、攻めの茶農業の展開のための輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の気象条件等の実情に応じた生産体制の強化等に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ソフト事業にあっては定額
- 機械等リース事業にあっては1／2

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局地域作物課茶業復興推進班（TEL：03-3502-5957）